

●全資格共通

Q.1-1 本特例取扱いにより採用開始日を変更した場合、採用期間はどのようなのか。

A. 採用開始日を変更した場合でも、採用期間は募集要項に記載の期間となります。

特別研究員-PD、RPD、DC1…3年間

特別研究員-DC2……………2年間

例えば、特別研究員-PDの採用内定者が「令和5(2023)年10月1日」に採用開始日を変更した場合は、「令和8(2026)年9月30日」が採用終了日となります。

Q.1-2 本特例取扱いにより採用開始日を変更した場合、研究奨励金の支給額に変更はあるのか。

A. 研究奨励金の支給額に変更はありません。

Q.1-3 本特例取扱いにより採用開始日を変更した場合、科学研究費助成事業(特別研究員奨励費)はどのようなのか。

A. 電子申請システム上で本特例取扱いの申請を受理した後、本会より必要な手続きについて連絡を行います。『令和5(2023)年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(特別研究員奨励費)公募要領』も併せて確認してください。科研費について質問がある場合は、必ず本会研究助成第一課(03-3263-0164、2148、1870、2146、2158)に問い合わせてください。その際、手続きを円滑に進めるために、**必ず受入研究機関の科研費担当者を通じて問い合わせてください。**

●特別研究員-PD、RPD採用内定者

Q.2-1 本特例取扱いを受けた場合、採用開始日はいつからになるのか。

A. PDの採用開始日は、令和5年7月1日、令和5年10月1日、令和6年1月1日のいずれかの日のうち、博士の学位取得日以降の直近の日となります。また、RPDの場合は、博士の学位取得日後の令和5年7月1日、令和5年10月1日、令和6年1月1日のいずれかのうち、希望した日を採用開始日とします。

- ・例：PDの採用内定者で令和5年9月1日に申請資格を満たした場合
→採用開始日は令和5年10月1日

Q.2-2 電子申請システム上で登録した「博士号の取得予定」年月から学位の取得日を変更することは可能か。

A. 可能です。電子申請システム上で登録した「博士号の取得予定」年月より早く学位が取得できる場合、その旨を学位取得日までに至急メールにて本会（yousei2@jsps.go.jp）まで連絡してください。
「博士号の取得予定」年月より学位取得日が遅くなる場合も、その旨を至急メールにて本会まで連絡してください。なお、「令和6(2024)年1月1日」までに学位が取得できるのであれば申請資格の確認は猶予されます。なお、学位の取得が「令和6年1月2日」以降となる場合は、特別研究員-PD、RPDの採用内定が取り消しとなりますのでご注意ください。

Q.2-3 海外の研究機関で学位を取得する場合、＜様式A-1＞について、外国語で記載された他の書類（研究機関が発行する学長等の署名付きレター等）で代替することは可能か。

A. 可能です。その場合は、書類の内容についての和訳を添付して提出してください。

Q.2-4 本特例取扱いを受ける場合であっても採用手続書類の提出は必要か。

A. 本特例取扱いを受ける場合であっても、必要となる採用手続情報の登録及び採用手続書類は「令和5年度 日本学術振興会特別研究員 採用手続のご案内」に記載の期限までに提出してください。
ただし、電子申請システムを通じた受入研究機関による受入承諾手続、「学位取得証明書」の提出は猶予されます。学位取得後速やかに、「採用時特別研究員受入承諾書」及び「学位取得証明書」を提出してください。なお、「採用時特別研究員受入承諾書」の様式は本会から改めて送付しますので、学位取得の目途が立った時点で速やかにメールにてその旨ご連絡ください。
また、採用開始日が令和6年1月1日を予定している場合は、「令和5年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出は不要です。

●特別研究員-DC2、DC1採用内定者

Q.3-1 本特例取扱いを受けた場合、採用開始日はいつからになるか。

A. 採用開始日は、採用資格を満たした日以降の直近の月の初日となります。ただし、月の初日に申請資格を満たす場合は、その月の初日となります。

例1：令和5年6月20日に申請資格を満たした場合
→採用開始日は令和5年7月1日

例2：令和5年10月1日に申請資格を満たした場合
→採用開始日は令和5年10月1日

Q. 3-2 電子申請システム上で登録した「申請資格を満たす予定」の年月から、申請資格を満たす日を変更することは可能か。

A. 可能です。電子申請システム上で登録した「申請資格を満たす予定」年月より早く申請資格を満たす場合、申請資格を満たす日までに、その旨を至急メールにて本会（yousei2@jsps.go.jp）まで連絡してください。

「申請資格を満たす予定」年月よりも申請資格を満たす日が遅くなる場合も、その旨本会まで至急連絡してください。「令和6年1月1日」までに申請資格を満たすのであれば申請資格の確認は猶予されます。なお、申請資格を満たす日が「令和6年1月2日」以降となる場合は、特別研究員-DC2、DC1の採用内定が取り消しとなりますのでご注意ください。

Q. 3-3 本特例取扱いを受ける場合であっても採用手続書類の提出は必要か。

A. 必要となる採用手続情報の登録及び採用手続書類は「令和5年度 日本学術振興会 特別研究員 採用手続のご案内」に記載の期限までに提出してください。

ただし、受入研究機関による電子申請システムを通じた受入承諾及びDC資格確認の手続、在学証明書の提出は猶予されます。申請資格を満たし次第、「採用時特別研究員受入承諾書」、「特別研究員-DC資格確認書」及び「在学証明書」を速やかに提出してください。なお、「採用時特別研究員受入承諾書」及び「特別研究員-DC資格確認書」の様式は本会から改めて送付しますので、学位取得の目途が立った時点で速やかにメールにてその旨ご連絡ください。

また、採用開始日が令和6年1月1日を予定している場合は、「令和5年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出は不要です。